

## 埼玉県教育委員会教職員提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会教職員提案制度(以下「教職員提案制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職員提案制度の目的)

第2条 教職員提案制度は、埼玉県教育局及び県立教育機関並びに埼玉県内の市町村教育委員会事務局及び市町村立学校に勤務する教員及び職員(以下「教職員」という。)に埼玉県の教育に関する今日的課題について提案を求めることにより、当該提案の本県における教育改革や学校における課題解決に向けた取組への活用及び当該提案の実施を通じた教職員の意識改革や教育行政の改善につなげることを目的とする。

(教職員提案の種類)

第3条 提案の種類は次のとおりとする。

- 一 学校における課題を解決した実践事例を基に、他校でも活用できる方策等をまとめた「実践提案」
- 二 本県の教育政策・施策の企画立案に関する「政策提案」

2 埼玉県教育局教育総務部教育政策課長(以下「教育政策課長」という。)は、毎年度、前項各号のいずれかの提案について募集するものとする。

(提案者)

第4条 提案者は、教職員とする。

2 提案者は、個人又は複数人の共同により提案することができる。

(提案の方法及び時期)

第5条 提案者は、別紙様式により提案書を作成し、教育政策課長に提出することとする。

2 共同による提案には、提案書において代表者を明示しなければならない。

(提案の受理等)

第6条 前条第1項の規定により提出された提案書は、教育政策課長が受理する。

2 教育政策課長は、前項の規定により受理した提案書を整理し、当該提案に係る事務を所掌する埼玉県教育局本局の課長に、当該提案書を送付するものとする。

3 第2項の規定により提案書を送付された課長は、当該提案について別紙様式により意見書を作成し、教育政策課長に提出するものとする。

(実践提案の処理)

第7条 教育政策課長は、第3条第1項第1号の実践提案について、外部有識者評価会(以下「評価会」という。)に対しては提案書に前項の意見書を付して、教職員提案審査会(以下「審査会」という。)に対しては提案書に前条第3項の意見書及び第3項の評価を付して、付議するものとする。

2 評価会は、教育に関し識見を有する外部有識者により構成する。

3 評価会は、前条第3項の意見書を踏まえ、提案の内容を専門的な立場から総合的に評価する。

4 審査会は、次に掲げる教育局職員により構成する。

- 一 各部の部長
- 二 各部の副部長
- 三 総務課長、教育政策課長及び財務課長
- 四 その他教育総務部長が指名する者

- 5 審査会は、前条第3項の意見書及び第3項の評価を踏まえ、提案の内容が学校における課題解決に向けた取組に活用できるか等の観点から提案の採否について審査する。
- 6 評価会及び審査会は、教育総務部長が主宰する。
- 7 教育総務部長は、評価会及び審査会において必要があると認めるときは、提案者に説明を求めることができる。
- 8 第3条第1項第1号の実践提案の採否は、審査会の審査を経て、教育長が決定する。
- 9 第3項の評価、第5項の審査及び第8項の決定の過程については公表しないこととする。

(政策提案の処理)

第8条 教育局職員は、第3条第1項第2号の政策提案及び意見書も考慮しつつ、政策・施策の企画立案を行うものとする。

- 2 教育総務部長は、政策・施策の企画立案に当たり必要があると認めるときは、提案者に説明を求めることができる。
- 3 教育政策課長は、応募があった政策提案の件数、内容の概要を公表するものとする。
- 4 教育政策課長は、事業化に結びついた政策提案の内容等を公表するものとする。

(提案賞等)

第9条 教育長は、第7条第8項の規定により採用された実践提案について、当該提案の提案者(共同による提案にあっては、その代表者)に対し、優秀提案賞その他の賞を授与する。

- 2 教育政策課長は、前項に規定する賞を授与する場合、当該提案の提案者に対し当該提案の採用に関する事項を通知するとともに、提案者の氏名及び提案の内容等を公表するものとする。
- 3 教育政策課長は、第1項に規定する賞を授与された提案以外の提案について、必要に応じて提案者の氏名及び提案の内容等を公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教職員提案制度の実施に関し必要な事項は、教育政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。